

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：今回の司会をさせていただく第2刑事部で裁判長を務めています和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この意見交換会は実際に裁判員裁判に携わっている実務家の皆さんも参加しております。まず、検察庁からは、橋本検察官に御参加いただいております。

橋本検察官：橋本です，よろしくお願いいたします。

司会者：弁護士会からは，金杉弁護士に御参加いただいております。

金杉弁護士：金杉です，どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：裁判所からは第3刑事部で裁判長をされている中川裁判官に御参加いただいております。

中川裁判官：中川です，よろしくお願いいたします。

司会者：皆さんにはこの法曹のメンバーからも御質問させていただくと思いますが，どうぞよろしくお願いいたします。

意見交換会に入る前に，今回話題とさせていただくテーマを選んだ理由について，御説明させていただきます。

裁判員制度が始まり，皆さん御存じのように，早いもので6年が経過しました。この間，皆様の御協力により，全国でも数多くの裁判員裁判が順調に行われ，この制度は社会で定着してきたといえると思います。ただ，残念ながら裁判員裁判の選任手続に御参加いただける方の人数が全国的に低下する傾向が見られます。

京都地裁でも，憲法週間あるいは法の日週間の広報行事，さらには企業，学校等に講演に行かせていただく際に，裁判員裁判について取り上げ，広報に努めさせていただいていますが，残念ながら京都地裁の選任手続に御参加いただける候補者の割合は，全国的にも低い水準にあるというのが現状です。

その原因については、我々も裁判員等として従事していただく期間が長い複雑な事件が多いためではないかなど、いろいろと分析しているところではございますけれども、今回は実際に裁判員裁判に御参加いただき御苦労いただいた皆さんから、参加に当たって御苦労された点や、いろいろ懸念された点などについて率直な御意見をお伺いして、今後の審理日程の決め方、さらには広報等に生かしていきたいと思えます。

そういうことで、まず第1のテーマとして、「より多くの方に裁判員裁判に御参加いただくための工夫」というテーマを設定させていただきました。これについてまず皆さんにお聞きしたいと思っております。

また、裁判員裁判というのは、当然のことながら、皆さんにとって分かりやすい審理、そして十分な議論のできる評議が実現されなければいけません。これについても裁判員裁判に関与する我々としては、いろいろ努力しているところですが、果たして皆さんから見てどうであったのか、その辺りの率直な御意見を聞かせていただいて、今後の裁判員裁判の審理や評議の進め方等を工夫していきたいと思っております。

そこで、第2のテーマとして、「市民の方の目線からの裁判員裁判の現状及び改善すべき点」というテーマを選ばせていただきました。

なお、本日は個別具体的な事件についてお聞きするものではございません。あくまでも一般的な感想をお聞きする場ですので、よろしくお願いいたします。

それとともに、先のように選任手続への出頭率が低いという現状です。恐らく裁判員裁判への参加を迷っている方もいらっしゃるのではないかと思います。少し勝手なお願いですけれども、そういう方々に対して、皆さんから背中を押していただけるようなアドバイスがいただけたらと思えます。

それでは、早速意見交換に入らせていただきたいと思います。

2 より多くの方に裁判員裁判に参加していただくための工夫

（１）参加前の裁判員裁判についての情報，裁判員候補者に対する裁判所からの送付資料

司会者：先ほど申し上げましたように、「より多くの方に裁判員裁判に参加していただくための工夫」という観点からお聞きしたいと思います。これについては、皆さんが候補者になる前に、裁判員制度についてどのような感想，イメージをお持ちだったのか，まずそれをお聞きしたいと思います。

裁判員経験者１番さん，実際に候補者になられた段階では，裁判所からいろいろ資料が届くので，情報を得る機会があったと思うのですが，それ以前の段階では裁判員裁判についてどのようなイメージをお持ちでしたか。

裁判員経験者１：平成２１年から裁判員制度が始まり，テレビで情報を得ていましたが，どこか他人事でした。まさか自分がそういう立場になるとは思いもしなかったというのが率直な意見です。

裁判所から裁判員候補者としてお手紙が来たときは，正直，どうしようと思いました。どのような裁判なんだろうという不安と恐怖と何というか複雑な気持ちで，返事をするのもどうしようかなと思いました。仕事の都合をつける以前に，どうしようかなという気持ちでした。

司会者：裁判員裁判の内容が分からないということが不安の原因だったのでしょうか。

裁判員経験者１：それも一つでしたね。もし重い事件だったらどうしようとか，そういう気持ちも正直ありました。

司会者：事件が分からないというのと，裁判員裁判自体がどんなものか分からないというのが二種類あると思いますが，制度自体も分からないというのもありましたか。

裁判員経験者１：はい。制度も分からないし，内容も分からなかったですね。

司会者：裁判所のホームページなどは全然御存じなかったですか。

裁判員経験者 1：見てなかったです。縁のない世界という感じでいましたので。

司会者：候補者になっていただいた段階で、資料が送られてきましたよね。それはいかがでしたか。

裁判員経験者 1：最初、私は何をしたのだろうと思ってドキッとしました。でもきちんと見ないといけないと思って見たら、そういうことだったので、どうしようと思いました。

司会者：その資料で御理解は深まりましたか。

裁判員経験者 1：理解はできました。候補者になったことは分かりました。

司会者：その資料自体は分かりやすかったですか。あるいは不足しているのではないという御意見はございませんか。

裁判員経験者 1：私は分かりました。

司会者：そうですか。自分が知りたいことはすべて載っていましたか。

裁判員経験者 1：そうですね。ただ、最終的にどういう形で何名選ばれてといった細かいところまでは分からなかったもので、出席できますという返事をさせていただいたら、裁判に出ないといけないのだろうかという漠然とした不安はありました。

司会者：ありがとうございます。2番さんも同じ質問ですが、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者 2：私は、裁判所というか、司法関係はなかなか国民には理解できていない部分があったと思います。私は、娘が保育園のときに仮処分申請を保護者会としてやったことがあるのですが、そのときに、弁護士の先生と接したり、裁判所と接したりしたので、全く接していない方と比べると、弁護士はこんな方、裁判所はこんなんだなというのが、今回の前に分かっていました。

まず、弁護士の先生はすごいな優しいなと思いました。こちらの言い分がいいとか悪いとかは関係なしに、とりあえず話を聞いていただけるのが弁護士だなと

思いました。もう一つは裁判所は客観的だと思いました。つまり相手の言い分もあるよという感じで、本当に中立だと裁判員になる前に感じておりました。

それから、私は、刑事は全然分かりませんが、学生のころに、民事を勉強したことがあったので、少しは知識がありました。よくマスコミで、例えば裁判でこういう判決になりましたと報道されますが、今までは中でどのようなことがあって判決になったのかということが全く知られていなかったですよ。私はさっき言った経験があったので、多分あんなことをしてるのだろうなということが分かったので、裁判員制度ができれば、これは市民の視線でものが言えるのかなと感じました。

ただ、制度の中身は全然分かりません。どのような形で裁判員が選ばれて、何が言えるのか、どういう権限があるのかということは全く知らなかったのです。けれども、できたことに対してはいいなと直感的に思いました。

司会者：裁判所から候補者に送付する資料を見て理解はできましたか。

裁判員経験者 2：正直言いまして、僕は裁判員のDVDも送ってもらったのですが、全然見ていなかったのです。何で見なかったかという、当たる率が非常に低いと聞いていましたので、多分当たらないだろうと思ったのです。そのときには、どれぐらいの方に対してこれが行われているのかということと、この後どういうプロセスで進むのかということを経験に感じました。

あと、どのような形で僕に対して、お知らせが何回来るのかということは、全くその時点では情報がありませんでした。だから、どのように決まっていくのかの案内があったら、よかったという気はしました。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

裁判員経験者 3：裁判員制度については、正直遠い世界のことだろと思っていましたし、中身もよく分かっていませんでした。今回、資料を送っていただいて、DVDは見えていないのですけれども、冊子になっている漫画、Q&Aで大体のこ

とは分かりましたし、具体的にこういうケースはこうだよということが書かれていたので、すんなりと入っていけました。実際に呼出しが来たときは本当にびっくりしたのですけれども、資料としてはあれでいいと思っています。

司会者：もう少しこういうものも欲しかったというのはございませんか。

裁判員経験者 3：先ほど2番さんも言われていたのですけれども、流れがいまひとつ分かりにくいと思います。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：一番に当たらないことを願っていました。というのは、平成21年に始まったのですかね。サラリーマンのときに当たると大変だと思っていたので。けれど、実際に送ってきたのは定年以降でした。時間的に余裕があるし、私の勉強にもなるから、いい経験をさせてもらったと思っています。

一番初めに裁判所から書類が来たときは、何も悪いことをしていないのにという思いはありましたけれども、資料は時間の許す限り参考にさせてもらって、自分なりに研究させてもらえばいいと思いました。

テレビで見ている裁判とはちょっと違いましたけれども、随分いい経験をさせてもらったと思っています。

司会者：ありがとうございます。最初に送られる資料としたら、あの程度で十分でしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね、そう思います。

司会者：ありがとうございます。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：まず、裁判員制度が始まるのだという感覚しかありませんでした。

名簿に載りましたよというお知らせが来たときは、自分が名簿に入るんだという程度で、次に呼出状が来て、何だこれは、交通違反はどこでもやっていないと思いました。その下には罰金がありますと書いてあったので、慌てて資料を読みましたが、分からないという感じでした。ただ、職場に中村雅俊さんと西村雅彦さ

んが出ているDVDがあったので、それを見て、俺はこれをやらないといけないということが初めて少し理解できました。でも当たらないだろうと思っていました。

選任手続に呼ばれた知り合いがいて、選任手続にはたくさん来ていて、その中で6人選ばれるだけだから当たらないと言うので、安心していましたし、行ったら日当がもらえるという話もあり、行ってみようと思って行きました。当たらないと思っていたので、自分の番号を言われたときにはびっくりしました。そこで、周りにいろいろ聞いてみたけれども、裁判員をやったという人がまず見当たらない。経験者の人にいろいろな話を聞きたいと思っても、周りにほぼいない。

僕の知り合いの知り合いの知り合いぐらいに経験した人がいましたが、ここまで遠いのが裁判員なのかなという実感です。自分が実際選ばれて、それこそあっちからもこっちからも、「何やるの?」、「どの事件?」と聞かれて、これは大変だと思ったのがまず最初です。

司会者：資料は最初に送ったもので十分でしたか。

裁判員経験者5：そうですね、結構分かりやすく書いてあったので。ただ、場面場面なので、流れはやっぱり読みにくいし、さっきも1番さんが言われているように、自分がどういうふうを選任されていくのかという疑問がありました。DVDでも選任されたところが急に出てきますしね。抽せんで選ばれると書いてあったから、ガラガラ抽せんでもあるのかなと思ったら、いきなり番号を読み上げられました。呼ばれた後は別室に行って、弁護士さんと裁判官と検事の方とお会いして、もう、大変緊張しましたね。

司会者：ありがとうございました。6番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者6：私は1年ほど前に経験させていただきましたが、1年前のことを振り返ると、まず最初、大きな封書が送られてきました。商売の関係かなと思ったのですが、封を切って、裁判員のことであると知ってびっくりしました。

裁判員制度については、テレビで見てだいたい分かっていたのですが、他人のことだから、まさかそんなことにはならないだろうと思っていましたから、封書を見たときには、本当にびっくりしました。

その中に、DVDが入っていて、冊子も読みますけれども、まずそのDVDを見て理解して、その中で、自分が選ばれるかどうか分かりませんが、これは一生に一度の貴重な体験なので参加しようと思いました。

司会者：資料は、手続を理解する上ではいかがでしたか。

裁判員経験者 6：DVDで、女の人が出てきて説明しますよね。裁判所によって少しの違いはあるかと思うのですが、大体同じようなことだと思いました。実際ここで選任手続を見ていましたが、同じだなと思いました。

司会者：事前に理解するものとしては十分でしたか。

裁判員経験者 6：少し分かりにくいかなとは思いました。

司会者：ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 7：裁判員制度が始まって、漠然と私も選ばれる可能性があるのかなという感じでしたが、書類が送られてきて、1年のうちに裁判所に来てもらうことがあるかもしれないということでしたが、何も連絡はありませんでした。これは外れたかなと思ったら最後のほうになって呼ばれました。Q&Aの小冊子があったので、こういうことなんだなということだけは理解できました。私には聴覚の問題があるので、選任手続のとき、話をするために、隣の質問手続室に一人で入りました。聴覚の問題があるので、裁判で迷惑をかけたらだめだと思って、断れたらいいかなと思ったのです。けれども結果的には、きっちり頑張りました。

至れり尽くせり準備してもらったので、最後まで何とかやりました。

司会者：ありがとうございます。資料は一応十分でしたか。

裁判員経験者 7：ほとんどの部分はQ&Aの小冊子で把握できました。

司会者：基本的な知識を与えるものとしては今のものでも大丈夫ですか。

裁判員経験者 7：はい，大体大丈夫だと思います。

司会者：ありがとうございます。8 番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 8：まず，裁判員制度についての知識ですけれども，制度ができたときに，いろいろ新聞テレビ等でも見てきましたので，大まかには理解していたと思っていました。ただ，同じ会社の人間に抽せんに来いという通知が来て当たらなかった人がいますので，まず当たらないと思っていました。最初に最高裁から分厚い封書が来て，中身は何だろうと思って見たらこの 1 年間名簿に登載されたという内容でした。まずは当たらないのだから，また当たったときに見ようということで，そのときは全く見ておりません。それで抽せん会に来なさいという書類が，おおむね名簿登載通知から 1 1 か月ぐらいたってから来ました。その時点では抽せん会だけはどうしても行かないといけませんので，とりあえず行くという安易な気持ちでいました。

それが，宝くじは当たらないのにこれが当たりました。午前中が抽せん会で，午後に会社に戻りまして，明日から裁判だということで，お客さんにも御迷惑をおかけしたらいけませんので，業務調整をして，遅くに家へ帰って，最初に送られてきた DVD や資料を見ました。もう 5 0 年前の受験勉強のような状態で深夜遅くまで見ました。活字は夜遅くなってくると結構厳しいですけれども，DVD は分かりやすかったですね。

司会者：やっぱり選任手続に来る前に資料を読むという方はなかなかいらっしゃらないのですかね。

裁判員経験者 8：私は，全く中身は読んでおりません。

司会者：来れば分かるだろうということですか。

裁判員経験者 8：またそのとき見たらいいという気持ちもありました。

司会者：ありがとうございます。

（2）裁判員として参加するにあたり御苦労された点

司会者：続いて、皆さんびっくりされたという呼出状が来て、日程を調整していただくのに御苦労いただいたと思います。今度はまず8番さんからお聞きしますが、8番さんの場合は、質問手続で選ばれた日と、審理が始まる日は別だったのでしょうか。

裁判員経験者8：そうです、それで少し助かりました。やはり1日ぐらい業務調整ができる時間があれば勤めている者としては助かりますし、またその人を休暇で送り出す事業所としても調整ができますので、助かると思います。

司会者：まだ日程調整をしていない場合もあり得るということですかね。8番さんの場合は、午後すぐに審理が始まるということだったら参加は難しかったですか。

裁判員経験者8：さっきも申しましたように、抽せん会に行っても当たらないという意識は皆持っています。ですから、抽せん会に行く時点では、まだ業務調整は何もしてません。

司会者：御参加いただいたのは5日間でしたね。

裁判員経験者8：はい、5日間でした。

司会者：5日というのは結構負担でしたか。

裁判員経験者8：私個人としては、5時に終わるより、1時間遅くなっても2時間遅くなっても、どんどん進めて、1日でも早く終えていただきたいと思います。これは、勤め人としての気持ちです。

司会者：5日はやっぱり長いということですか。

裁判員経験者8：もう1日短縮できたのではないかと思います。

司会者：実際には特に無駄な日はなかったですか。

裁判員経験者8：翌日の午後1時から登庁することになっていましたが、なぜ午前9時からでもやってもらえないのかなと思いました。

司会者：そうしたらもう少し短くなるではないかということですか。

裁判員経験者8：はい。

司会者：ありがとうございます。続いて、7番さんは少し長い期間だったようですね、11日ですか。これはかなり御苦労されましたね。

裁判員経験者7：まだ仕事をしているので、仕事の調整だけはやっぱり大変ですね。

司会者：当たってから調整されたわけですか。

裁判員経験者7：実際は聴力の問題があるので、できたら断われたらいいなという意識もあったので、事前に調整はしていません。当たってしまったら、それは仕方がない。誰でも仕事はしているし、主婦だって家事や子育てをしているから、仕事が忙しいのが断る理由にはならないと思って、言いませんでした。

耳については、周りに迷惑をかけるとだめだからという意識はありましたね。期間が長かったですが、裁判が5時過ぎに終わっても、家が近いから5時半過ぎには帰れるので、それから次の日の仕事の段取りをしていました。

司会者：これ以上長かったらとてもだめでしたか。

裁判員経験者7：オウムみたいな事件は御免こうむりたいですね。

司会者：7番さんが参加された事件は、選ばれた日と実際の裁判が始まるのは同じ日ではなかったですか。

裁判員経験者7：裁判は次の日からだったと思います。

司会者：実際には、7番さんは、選ばれた後で実質的な調整をされたのですか。

裁判員経験者7：断われたら断わったほうがいい、仕事にも差しさわるからという意識はあったけど、どういう形にしる仕事はみんなしているので、それは理由にならないと思っていました。

司会者：仮に午後から始まっていたとしたら、無理でしたか。

裁判員経験者7：いや、その日は裁判はなかったけれども、法廷の見学で時間はつぶれてしまったので、裁判であれ見学であれ変わらなかったと思います。

司会者：7番さんとしたら、それによって多少とも短くなれば続けた方がよかったですか。短くなればなるほどいいということですか。

裁判員経験者 7：それはそうですね。

司会者：ありがとうございます。続いて6番さんはいかがでしたか。

裁判員経験者 6：私の場合、会社へ勤めておりますので、職場の理解がないとできなかったと思います。

どのタイミングで休ませてくれと言えいいかと一番悩みました。職場では、上司がいいと言っても、部署がありますからね。ただ、快く送り出してくれました。また皆さん言ってますけれども、選任手続で選ばれなかったらすぐ帰らなければならないので、私の場合は3日でしたけれども、1日目に外れればすぐ帰って来いと言われていました。

司会者：職場に理解はありましたか。

裁判員経験者 6：そうですね。実はその点に関しては、上司と自分の直属のさらに上の人から、封書で送ってきた一番最初の時点で言うのが正しいと言われました。

司会者：会社としては、候補者になった段階で知らせておいてほしいということですか。

裁判員経験者 6：それは言っていました。

司会者：6番さんの場合は、さっき3日とおっしゃいましたけれども、これが10日とか15日だったらいかがでしたか。

裁判員経験者 6：仕事に支障が生じると思います。

司会者：6番さんから見ると3日とか4日ぐらいがいいですか。

裁判員経験者 6：それが一番参加しやすい日数だと自分自身の経験から思います。

司会者：ありがとうございます。では、続いて5番さん、いかがでしょうか。5番さんも11日でしたね。

裁判員経験者 5：はい。数えたら11日あるので、11日も出るのという感じでした。選任後、裁判長さんとお部屋に行って、日程をもらったら空白があって、裁判長さんから、済みません、この空白は僕にこういう仕事があって、ここでは評

議ができませんと全部説明を受けたんです。だからこういう日程しか組めないのだと分かって、裁判員をこの日程でやらなければならないというのが理解できたので、比較的その空白を詰めるということはしなくていいという感覚でいました。

僕は公務員をしているので、職場では、決まりましたと言った瞬間にもう行ってこいの一言だったので、行かないとだめだと思いました。10日ほど開けるのですよと言っても、それは行きなさいと言うので、逆に職務命令といったような感じで行かせていただいたので、比較的参加はしやすかったと思います。

司会者：日程的には飛び飛びだったのですか。

裁判員経験者5：飛んでいました。飛んでいる日もあったし、午前中あいているというのもありました。

司会者：半日という日もあったのですか。参加される側としてその辺はいかがですか。

裁判員経験者5：僕らの都合もありますが、裁判所の都合もあるので、仕方がないと思いました。

司会者：職場の理解が進んでいるというのもあったのですか。

裁判員経験者5：それもあったと思います。

司会者：ありがとうございます。続いて4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：一線から退いており、時間的には余裕がありますので、仕事には影響はありませんでした。

司会者：これは、働いておられるときだったらいかがでしたか。

裁判員経験者4：とても無理だと思います。というのは、成績によって給料が決まるような仕事をしていましたので。それだけあけることは難しかったと思います。

司会者：働いているときだったら何日が限度でしたか。

裁判員経験者4：2日か3日ぐらいが限度だと思います。

司会者：それは、指定の仕方にかかわらずですか。

裁判員経験者 4：というのは、1 か月の間に回る件数も決まっていて、自分が行かなかったら成績は上がらない、成績が上がらなかったら給料が減るというような、ノルマ中心的な仕事でしたので。

司会者：ありがとうございます。3 番さんはいかがでしたか。

裁判員経験者 3：私も4 日間ほどだったのですが、金曜日にこちらに来させていただいて、月曜日から審理でした。仕事をしていますので、金曜日の午前中に決まって、上司に報告をして、すぐ戻って夕方から仕事に出て、土日で何とか調整はしました。あと、ほかの職員には、前もって引き継ぎをしていたので、大きな問題はなかったです。ただ、私は遠方から来ていますので、宿泊を伴うこともあり、家のほうは夫や、お父さんお母さんに大分お世話になったので、大変な部分もありました。

司会者：家族の理解はいかがでしたか。

裁判員経験者 3：もう、行ってこいという感じでした。

司会者：仮に、金曜日の午前から一気にやって1 日短くなった場合と、いずれがよかったですか。

裁判員経験者 3：私は短いほうがいいです。

司会者：事前に調整はされていたのですか。

裁判員経験者 3：ただ、当たるか当たらないか分からないので、もしも当たったというぐらいの感じだったので、しっかりとしたものはできていませんでした。選ばれた日と裁判の日に間があったほうがいいと思います。

司会者：当たった後で職場に正式に伝えて調整してもらうという形ですね。

裁判員経験者 3：そうですね、自分一人で持っている仕事は区切りまでやっておかないとほかの人ができないので、難しいところでした。

司会者：ありがとうございました。2 番さんはいかがでしたか。

裁判員経験者 2：私は社会福祉法人に勤めていて、ある意味小さな企業になるんで

すが、一番初めに登録された時点で報告しました。上司と職場のみんなに、当たった場合は仕事の休みもいただきたいということを話し、協力について理解を得るということをしました。

ただ、実際は、必ず毎日、夜遅くても、終わったらそのままバスで仕事に行きました。仕事をする時間は短くても、一日も抜けるわけにはいかないのです。終わればその時点で職場に行って、たとえ1時間でも2時間でも仕事をして、家に帰ってからは、メールで職場の人間に対して指示をするという形でやりましたので、毎日大体11時か12時ごろまで仕事をやっていましたね。

大変しんどかったです。でも、仕事をためないためには、そういうことをしないとだめだろうと思います。私は4日間でしたが、4日間そういう形で対応しました。みんなに理解していただけたので、それほど大きな問題もなくできました。ただ、こういうことができる環境の人は少ないと思います。遠方の方で、仕事に行くのに時間がかかっていたら絶対できないと思います。私の場合は幸いなことに、裁判所まで電車に乗ったらすぐに行けるという環境でした。でも、負担はやっぱり大きいと思います。でもそれをどうとるか、やってよかったと、仕事がたとえ11時、12時になってもいいという気持ちがあるのか、何でこんなことをしないとといって仕事をするのか、その違いだと思います。私はそういう形で何とか4日間を乗り切ることができました。

司会者：かなり負担をいただきながら御参加いただいたみたいですが、これは4日だからできたのですか。もっと長かったら難しかったですか。

裁判員経験者2：いや、やりますね、私の場合は。

司会者：ありがとうございます。では、続いて1番さんいかがでしょう。

裁判員経験者1：私の場合は、日程を送ってきていただいた時点で、この日にはまず抽せんに行きますと、当たった場合、何回の裁判になりますということを、職場に申し出ました。私の職場は一月前にシフトが1か月分決められてしまうとい

うシステムですので、一応お休みという形をとっておいていただき、もし当たらなかった場合は普通の日勤として出勤しますという話をさせていただきました。

職場で裁判員に当たったのが私が初めてだったので、職場もどうしようという感じになっていたのですけれども、抽せんの日、一応休みは特別休暇という形でいただきました。当たった時点で連絡をくださいと言われておりましたので、なりましたと連絡をして、4日間の特別休暇という形での勤務にさせていただきました。

調整に関しては、上司にも職場の方にも御迷惑をかけることなくすみましたが、人数もそれほど多くない職場ですので、4日、5日ぐらいがああいう形でしていただける限界なのかなと思っておりました。

あと、先ほど日にちを短くするために、5時を過ぎても延ばしてやってほしいという意見を言っておられた方もいらっしゃいましたが、何日から何日の大体5時過ぎまでと時間も明示していただいていたので、主婦である立場としては、スケジュール等も組みやすかったですし、もしも審理が延びて、急に帰れなくなると、保育園のお迎えがある方などは、家庭の調整という問題がついてくるので、ある程度何日間で時間はこれぐらいと明示していただけるといいのかなと思います。

司会者：決められた時間を過ぎるとやはり困るということですか。

裁判員経験者1：そうですね、何時ぐらいまで延びますというのが、明確に分かれればそれなりに組めるでしょうが、とりあえず審理は延びているというような形になってしまいますと、急に迎えにいけなくなったりとか、本当に主婦的な意見なのですが、家族や周りに迷惑がかかってしまうこともありますので、時間も言っていたいただくとおりにしてもらおうと、予定が組みやすいと思っています。

司会者：それは、選任手続の日に、この日とこの日は何時までですとお伝えするのでも足りますか。

裁判員経験者 1：そうですね、私は子供が結構大きいので、調整できると思うのですが、それこそ小さなお子さんがいらっしゃる方にしたら、延長届も出さないといけないかもしれませんし、もし今後、その可能性があるのであれば、最初に書いておいていただけると周りに応援を求めることができると思います。協力をお願いできるかどうかで出席できるできないというのも変わってくると思います。

司会者：ありがとうございます。1番さんも候補者になった段階で職場にはおっしゃっていたのですか。

裁判員経験者 1：候補者に選ばれた時点ではまだ言ってないです。抽せんに来てくださいというお手紙をいただいた時点です。

司会者：大体2か月ぐらい前ですね。

裁判員経験者 1：その時点で、こういう日程で進めますということを申し出まして、勤務を組んでいただくようにしました。

司会者：2か月あれば何とかかなりましたか。

裁判員経験者 1：何とか調整していただきました。

司会者：ありがとうございます。2番さんの場合は、いつの段階で職場におっしゃいましたか。

裁判員経験者 2：私の場合は登録された時点で言いました。

司会者：やはり、その時点で言っておいたほうがいいですか。

裁判員経験者 2：はい、そういう形で言っておいたほうが、職場の皆さんも腹づもりができると思います。

司会者：3番さんは、いつの時点でおっしゃったのですか。

裁判員経験者 3：上司には1か月前に言いました。

司会者：呼出状が来たよりも後ですか。

裁判員経験者 3：いつ言おうかとタイミングをはかって、ぎりぎり1か月前に言いました。

司会者：短過ぎると言われませんでしたか。大丈夫でしたか。

裁判員経験者 3：大丈夫です，段取りさえしておいたら何とかできました。

司会者：4 番さんは特にその辺の御苦労はありますか。

裁判員経験者 4：ないですね。

司会者：5 番さんは，いつの時点でおっしゃいましたか。

裁判員経験者 5：僕の場合は呼出しが来る前にもう仲間には当たるかとも言っていました。上司に言ったのは当たってからです。当たりました，この日程ですと言うと，どうぞ，という感じでした。

司会者：当たりましたと言ったのは呼出状が来た後ですか。

裁判員経験者 5：抽せんを受けて当たった後です。

司会者：選任のときですか。

裁判員経験者 5：選任後，職場に当たりましたと言ったら，おめでとう，やっておいでと言われました。

司会者：ただ，確か結構長い裁判でしたよね。

裁判員経験者 5：自分の中でも日にちが長いという感覚は全然なく行ったので，この日程ですと言ったときに，ああそうなんだ，行っておいでと言われました。

司会者：非常に理解のある職場ですね。

裁判員経験者 5：そういう職場なのです。

司会者：6 番さんはいつの時点でおっしゃったということでしたか。

裁判員経験者 6：呼出しが裁判所から来て，3 日ということがその時点で分かりましたが，何日休みをもらうかについて悩みました。例えば不選任だったら 1 日で終わってしまいますからね。それで聞いたら，3 日でしたら 3 日会社で休みをもらってくださいということでした。

司会者：はずれていた場合はどうなっていましたか。

裁判員経験者 6：漏れる場合は 1 日で終わりますので，戻ってきて仕事をしてくだ

さいと、こういう話しでした。

司会者：ほかの回でお聞きすると1回休んだものはもう戻れないから困るとおっしゃる方も結構いらっしゃるのですけれども、その辺は大丈夫でしたか。

裁判員経験者6：大丈夫でした。

司会者：ありがとうございます。7番さんの場合は特に職場の関係ではどうでしたか。

裁判員経験者7：11日間の日程表が来た時点で職場の仲間には選ばれるかもしれないということは、伝えました。実際に裁判員になって、ちょうどそのときに、土日の仕事などもあったのですが、裁判所は土日は休みなので問題なかったです。ただ、金曜日に5時過ぎまでやって、それから帰って次の日の段取りとか、そういうのをするぐらいですね。

司会者：7番さんの場合も5時を過ぎたりしたら、お仕事をされていたから大変ですね。

裁判員経験者7：僕らの仕事は店舗関係なので、夜の12時からしか始められないというのはざらだから、徹夜になることは別にそれほど問題ではないです。ここが5時までだったら夜中まで仕事をしてカバーすることは、あまり気になりません。昔からそういう生活をしていたので。

司会者：ありがとうございます。8番さんの場合はいつお知らせになりましたか。

裁判員経験者8：抽せん会に来なさいという通知を受けて二、三日のうちに上司に言いました。一応会社は人事規則も改正して裁判員休暇は特別休暇ということできちんと設定されておりますので、抽せん会であろうが何であろうが裁判員休暇で行ってくださいということでした。

そして、裁判所に来まして、ただ、その時点でも私自身もまず当たることは無いと思っていました。過去にも抽せん会に行ったけど午前中にすぐに帰ってきた者がおりますので。上司も同じ認識でした。それが当日、当たった者は法廷の説

明もありましたので、ここを退場したのは11時半ぐらいだったと思いますね。

それで、私の前の者ははずれて、10時半か11時ぐらいに会社へ戻ってきていましたので、えらく遅いなど、当たったのかなということをうわさしていたようです。

司会者：当たったときはすぐ連絡できるように、休憩をとったほうがよろしいのですか。

裁判員経験者8：わざわざ休憩をとってもらう必要はないと思います。たとえ1時間通知が遅れようが、2時間遅れようが、当たったら仕方ないですから。

司会者：ありがとうございます。

3 市民の方の目線からの裁判員裁判の現状及び改善すべき点

(1) 実際に裁判員裁判に参加した感想や意見

司会者：続いて、市民の方の目線からの裁判員裁判の現状及び改善すべき点ということで、お話を伺いたいのですが、まず、皆さん、実際に裁判員裁判を経験していただいて、事前に思っていたイメージと、実際に参加してみてどうだったのか、あるいは、参加してよかったということがあれば、言っていただければ非常にありがたいです。8番さん、何かそういう点はございませんでしょうか。

裁判員経験者8：まず、裁判所に自分がお世話になることがなく、平穩に暮らせたらしいと思っていたところに、裁判員として登用されて、裁判官の横の席に座らせていただいた。本当に私自身が従来持っていたイメージと違い、非常に開かれた、分かりやすい法廷、裁判所だなと私は感じました。

司会者：分かりやすいというのは、事件の内容ですか。

裁判員経験者8：公判審理での検察、弁護側のやりとりにしても、もっといろいろあるのかなと思っていましたが、争点が非常に整理されて分かりやすかった。

司会者：参加される前はもっと分かりにくいものじゃないかというイメージを持っておられたのですか。

裁判員経験者 8：分かりにくいだろうと思っていましたし、まず、来たくないところですね。

あと、やはり会社の人行行ってどうでしたかと聞くので、当たったら行きなさいと、いい経験になりますよと言って、私は広報マンとなっております。

司会者：ありがとうございます。8番さんの参加してよかったという点は何ですか。

裁判員経験者 8：参加してよかったというのは、先ほど言いましたように、私は行きたくないところというイメージを持っていたので。

司会者：裁判所がそれほど敷居の高いところではないということですね。刑事裁判を少し身近に感じていただけましたか。

裁判員経験者 8：そうですね。本当に分かりやすくしていただいたと思います。

司会者：ありがとうございます。7番さんはいかがですか。

裁判員経験者 7：裁判に対するイメージがあったかというとなかったです。どういう感じなのかという関心もありませんでした。裁判所には2度ほど来たことはあるのですが、何のイメージもなかったです。自分には、およそ関係ないことだろうというイメージしかなかったので、逆に、これで経験させてもらって、こんな感じなのだといひ勉強になりました。

司会者：身近に感じていただけるようになりましたか。

裁判員経験者 7：そうですね。こういうものだということは経験したと思います。いい勉強をさせてもらいました。

司会者：やはり経験されてよかったですか。

裁判員経験者 7：よかったですね。抽選に行く人が私の周りには誰もいないのですが、いたとしたら、いい経験になった、行ってこい、なるべく当たるように頑張るってこいという感じで思っています。

司会者：ありがとうございます。6番さん、いかがですか。

裁判員経験者 6：実際に裁判所に行ったことは、裁判員に選ばれるまで一回もあり

ませんでした。だから、逆にいい経験をさせていただいたとうれしく思います。それから、裁判長から、裁判のことを非常に丁寧に教えていただきました。具体的にいえば、法廷などをテレビで見ますけど、その正面に座るなど絶対ないですから、実際始まる前に裁判長からそこへ座ってみてくださいと言われて座ったり、傍聴席に座ったりして、非常に気分が落ちついたということを思い出したりしております。

司会者：ありがとうございます。5番さん、いかがですか。

裁判員経験者5：今回、経験してよかったことは、法廷のあの壇の上に自分が座り、とてつもなく緊張したことです。初日ですけど、大法廷に僕らは入れることがありまして、あの後ろの扉から出たときに、この経験は誰にもできないだろうな、ここから始まるのだというすごくいい経験をさせていただいたと思います。初日は取材がたくさん来ていたので、大法廷でやります。判決も大法廷でやります。それ以外は違う法廷でやりますということで、2つの法廷を経験させてもらったので、めったにできない経験をさせていただいたと思っています。あと、評議の段階で、あの全く閉じられた空間の中で、裁判官と裁判員で話し合っていくという経験は、まずやった人間でないと分からないと思います。時系列的に物事を追っていかないといけないし、検事さんが言ったことはこういうことでとか、この証拠はここに当たってとか、もうあっちにいたり、こっちにいたりしながらやる経験というのはまずないと思う。それができたということと、それをもって、最後、結果を出すことをやったのは、自分が今まで生きてきた中でそういう経験はないので、一番大きなことだと思います。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがでしたか。

裁判員経験者4：まず、前にも言いましたが、テレビで見ているのとすごく違うと思いました。検察官と弁護士さんが言い合うのかと思っていたけども、1回あったくらいでした。

それから、今、5番さんが言われたように、裁判官の横に座るということはもう二度とないことなので、いい経験をさせてもらいました。それと、70歳以上の人には経験してもらえないというのは残念だろうなと思います。

司会者：いやいや、辞退できるだけで、やろうと思えば当然できます。

裁判員経験者4：そうですか、70歳以上はもう終わりだと思っていました。

裁判員経験者7：辞退はできるのですか。

司会者：70歳以上の場合は辞退事由になっています。

裁判員経験者4：ああ、そうですか、僕は70歳以上はだめだと思っていました。

そんなことで、いい経験をさせてもらいました。すんなり行ってよかったと思います。

司会者：3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：裁判所には、とっつきにくいイメージがあったのですが、裁判官がものすごく気さくな方々で、意見をととても言いやすい雰囲気を作っていたのがありがたかったです。ああいった場で一つのことについて議論し、いろいろな方の意見を聞いていく中で結論を導き出すということが、非常にいい経験になったと思います。

司会者：2番さん、いかがですか。

裁判員経験者2：まず、僕も裁判官の横の席に座ったということです。少し高いだけなのだけど、あれだけ法廷の中が全部見えるのかということをもっと初めに感じました。

それから、裁判ではもっと泥臭く、弁護側と検察側がやりとりするのかなと実は思っていたのですが、これは事前に、検察官と弁護側とでやりとりをされて、整理されたものが法廷に持ってこられているということだと思うのですが、思った以上に裁判でのやりとりというのは理路整然としているなと感じました。びっくりしたのは、私の場合は、検察の方が出された資料がカラー刷りの資料だっ

たことです。後で裁判所に聞いたのですが、これは裁判員制度になってから、それぞれが裁判員に理解してもらえるように、資料の作り方も工夫されていますということでした。資料を法律用語を並べただけで作っても、一般の裁判員には分からないので、まとめた上で作る。検察側も弁護側もこういう努力をしているのだ、これは裁判員制度になってよかったのだなということの一つ感じました。

それから、評議の中で感じたことは、論議するのは、会社の仕事でも一緒なのですが、何が違うかということ、裁判の場合は、そこに人間の生活や人生がかかってくるということです。仕事だったら、人間関係なしに、その事実関係をどうするかを考えたらいいですが、そうではなくて、その人の生活や人生が絡んでくるということに対する難しさを非常に感じました。これは、仕事では絶対経験できないことだと評議の中で感じました。こういう経験は、非常に重要だなという気がします。本当に裁判員になってよかったなと感じたところです。

司会者：ありがとうございます。1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：まず、事前のイメージなのですが、私も裁判所はほぼ縁のないところというイメージがありました。裁判自体もドラマで見るぐらいで、新聞も熱心に読んだりだとか、ニュースを一生懸命見たりしないという感じだったのですが、実際に裁判員として裁判に参加させていただいて、すごく良かったです。裁判の内容も、先ほどもおっしゃっていましたが、裁判員に分かりやすく中身を説明してくださったり、資料も、市民の目線に合わせて内容や言葉を伝わりやすく作ってくださっていたから、ものすごく身近なものというか、遠いところの関係ないことではないと捉えることができました。皆さんおっしゃっていましたが、裁判官の横に座るという、あの位置で裁判に参加することは、選ばれたからできる経験なのだと本当に思いますし、私も終わってどうだったと職場の方、家族に聞かれまして、とてもよかったと言っています。もし当たったら、絶対参加するべきだと思うと伝えています。

司会者：ありがとうございます。

（２）審理の分かりやすさや疑問点

司会者：続いて、検察官や弁護人の主張、言葉が難しいことはなかったですか。最初に冒頭陳述、最後に論告、弁論がありましたけれど、分かりにくいとか、情報量が多過ぎるとかいうことは、ございませんでしたか。

裁判員経験者１：すごく分かりやすかったですし、最後、裁判長が判決を言われたときも、格好いいと思いました。

司会者：そうですか。ありがとうございます。２番さんはいかがですか。

裁判員経験者２：法律用語は難しいですけど、やはり検察官も弁護側も法律用語を使っておられました。それは当然そうでないとダメなのでしょう。かみ砕いた言葉で言ってもダメなので、求刑するなり、何かするときには法律用語を使わないといけないのだと思う。ただ、こういうことを言っているのだなということが事前に分かるように、前の説明で言っておられたので、この言葉はこういうことだと分かったのでよかったと思います。

司会者：法律用語自体は使っていたけれど、その理解はできたということですね。説明があったからですね。

裁判員経験者２：そうです、そのとおりです。

司会者：３番さん、その辺はいかがでしたか。

裁判員経験者３：用語の説明もしていただいていたし、資料も非常に分かりやすく、特段に困ったことはなかったです。

司会者：４番さんは、いかがですか。

裁判員経験者４：弁護士さん、検察官の資料で大体理解できたし、難しいことはなかったと思います。

司会者：特に量が多過ぎるということもなかったですか。

裁判員経験者４：多くはなかったです、分かりやすく書いてありましたので、最後

まで理解できました。

司会者：特に分かりにくい点はなかったですか。

裁判員経験者 4：はい，分かりにくい点はなかったです。

司会者：5 番さん，いかがですか。

裁判員経験者 5：裁判員が集まったときに，雑談で，検事側の話がすごく分かりやすい，裁判員の顔を一人一人見てゆっくりしゃべっている，話が聞きやすいよねという話があって，そのかわり，弁護士さんは分かりにくいよねという話がありました。弁護士さんももう少し裁判員裁判を勉強してもらわないといけませんよねという，裁判長の言葉もありました。確かにそうで，僕はたまたま真正面の検事さんと目が合う位置にいましたので，本当にずっと検事さんと目が合うので，ずっと聞いていたらすごくよく分かりました。弁護士さんの話も聞いていましたが，聞きにくかった。だから，その辺で検事さんは勉強をされている，裁判員を納得させる話し方をされているのだとすごく感じました。あとさっきも言われたようにドラマのようになるのかなと思っていたのですが，理路整然と流れていきました。ただ，その後，評議に入って，証拠を固めますと言われたとき，大変な仕事だなと思ったのですが，一つ一つ丁寧に裁判長に証拠を説明していただいたので，裁判員全員ついていくことができたと感じました。

司会者：6 番さん，いかがですか。

裁判員経験者 6：今，評議の話が出ましたが，裁判所のホームページを見てみると，評議という映画が動画配信されているのです。自分が裁判員に選ばれて，その動画を見たときに，かなり有名な役者さんが出ていて，演技なのだけでも，事前に理解する上ですごく役に立ったなと思いました。

それと，非常に家庭的な雰囲気であったことです。というのは，和やかといったらおかしいけれども，裁判官の適切な指導の中でできたと思います。私，手続に行くときに，職場で上司と話して，上司から，これは人を裁くことになると言

われて、自分自身が果たしてそういうような人間なのかと最初思いましたけれども、裁判官の適切な指導の中で、無事できてよかったと思います。非常にいい経験をさせてもらったということを今、思い出しています。

司会者：ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者7：私のときは、はっきりしないのですが、検察が最後に何か言っ
て、それについて、弁護側がそれに対する反証を持っていないから答えることが
できないみたいな感じでした。それで結局、話し合っ、裁判長が、このこと
に対してはこの中に含めませんと。でも、私たち素人はその言われたことが頭に残
るのです。証拠として採用できない、弁護側と検察側の資料から逸脱してはいけ
ないと言われても、そこに素人の思いはどうなるのだと思いました。素人は素人
なりの考えがあるし、それを取り入れるのが裁判に素人をまぜる意味合いと違う
のかなと思ったりしました。それだったらプロだけでやったらいいではないかと
いう思いもありました。

司会者：7番さんのおっしゃるのは、要するに、何か資料としてはいけないものが
出たときに、なぜしてはいけないのかが分からなかったということですか。

裁判員経験者7：多分、検察が思い出したみたいですが、それで、弁護側が反証を
持っていないということで、裁判官の人らが話し合っ、それは証拠として採用
しませんでしたののですけど、それを聞いていた私らの頭の中にはその言われた
ことが残るのです。でも、残ったことに対して、それは証拠として採用できない
となってくると、何なのだろうなという気になります。

司会者：我々もその辺をきちんと御説明しなかった点など、反省しなければいけ
ないということかもしれないですね。

裁判員経験者7：ですかね。というか、検察が悪いのじゃないですか。反証を思
出したみたいにつけ加えたからややこしくなっ、取消しになったと思うのです。

司会者：ありがとうございます。8番さんはいかがですか。

裁判員経験者 8：検察，弁護側ともに公判メモのようなものをお配りいただきますね。そのメモがなければ，評議も本当に時間がかかると思いますが，メモがあったので非常に助かったと思います。

それと，検察側の資料は，非常に見やすかったですが，やや活字が多過ぎたと思います。これに反して，弁護側のメモは項目だけというか，そこにそれぞれ裁判員が自分でポイントを書きなさいと言わんばかりのメモなのです。ところが，いろいろ聞かないといけない，メモもしないといけないという状況だから，弁護側の項目の間に，さらに細かい細目でも入れてくれたら，評議のときに漏れがない。法廷では私も，これはポイントだなと思ったら，その辺にチェックをするぐらいで，なかなか書いておれませんので，そう思いました。

裁判員経験者 2：私の場合にも，検察側の資料がきちとなっていて，弁護側がある意味少し劣っていたのです。これは国選弁護人と私選弁護人の関係があるのかなと，ふとそのとき思いました。国選と私選とで何か差があるのかなとか思いました。これはもう独断と偏見で申しわけないのですけど。

司会者：ありがとうございます。弁護人の立場で釈明していただいたほうがいいでしょう。

金杉弁護士：国選と私選の差ではないです。弁護士は京都弁護士会で700人近くいて，刑事弁護をやる弁護士，やらない弁護士といえるのですが，刑事弁護をやった弁護士も裁判員裁判が年間30件から40件ぐらいですか，そうするとなかなか当たらない，弁護人側は，経験を積む機会が少ないのです。それに対して，検察庁さんは，もうみんな裁判員裁判をやるということで，その機会も多いものですから，始まってだんだん実力差がついてくるというのは確かにあります。我々弁護士も弁護士会の中でいろいろ研修をさせていただいているのですが，弁護士は個人事業主なものですから，研修に参加しろとか，義務化したり，命令したりできません。弁護士の意識の高さなどでばらつきがどうしても出てきます

ので、お気持ちはよく分かります。肝に銘じて研修に努めます。ありがとうございます。

司会者：法曹でも反省会などをしたり、アンケートも参考にして改善をしたり、みんなで努力はしていますが、先ほどの御不満の点を踏まえて、さらに努力していきたいと思います。あと、検察官、弁護士さんから御質問はありますか。

橋本検察官：非常に温かい御意見が多かったので、御不満な点をお聞きしようと思いました。さきほど出ましたが、ほかに何か御不満を感じられた方があればお聞かせいただきたいです。

司会者：5番さん。

裁判員経験者5：まず、裁判長が、検察側には立証責任があると言われました。だから、検察が言っていることは証拠に照らし合わせて調べる、でも、弁護側はそれを違うといえればいいだけだという話をしていただいたのです。資料を照らし合わせたときに、この資料でこれを証明するのは、これでいいのかなというのがよくあったのです。評議の中では、こんな資料はないのですかという話も出ていました。これがあつたらもっと裁判員は分かりやすいというのがあったのです。

司会者：争いのない事実というのは割と薄い証拠で整理してしまっているのですが、その辺で少し不安の残る部分がおありだったのかもしれないですね。

(3) 市民の方が裁判員裁判に参加する意義

司会者：市民の方が裁判員裁判に参加する意義というのを裁判員の方々から考えてどう捉えられるか。これはちょっと難しい質問かもしれませんが、1番さん、どう思われますか。

裁判員経験者1：少し考える時間をください。

司会者：パスしていただいて構いません。2番さん、どうでしょう。

裁判員経験者2：もともと出発が国民の視点を云々ということだったと思うのですが、これは確かに重要だと思います。過去には何でこんな判決が出るのだろう

ということが、よくありました。だから、国民が意見を言える場所がつけられる
ということは重要だという気がします。大切な制度だと思います。

司会者：個別の事案には入りませんが、やはり評議は有効だと思われましたか。

裁判員経験者 2：はい、大変有効です。

司会者：ありがとうございます。3番さんは何か御意見はございませんか。

裁判員経験者 3：2番さんと一緒ですが、市民の目線で意見を直接的に伝えるという
ことは、いいことだと思います。

司会者：評議などでそれがかなうということですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：毎日毎日、全国で殺人事件が起こっているから、国民目線、私ら
の目線で判断してもらいたいですね。ぜひ参加してもらいたいと思います。

司会者：参加することによって生かされるという思いがあるということですか。

裁判員経験者 4：そうですね、生かされると思います。

司会者：ありがとうございます。5番さん、いかがですか。

裁判員経験者 5：これからやる人に言えることは、僕はたまたますごくやりやすい
環境にいたからいいですけども、やりやすい環境が日本の中に育たないといけな
いということだと思います。さっきも出ていたように、ノルマがあったり、家庭
があったりしたら、なかなか難しいのかな。そういうことを考えてほしいです。
あと、個人も負担はありますが、会社もハードですね。その辺も含めて、裁判
員裁判制度はもっと成熟をしていかないといけないという気はします。それがで
きると参加しやすくなると思います。

司会者：ありがとうございます。6番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者 6：この経験を通して、僕が思ったことは、いい思い出になったとい
うことです。一生に一度あるぐらいの貴重な体験をさせていただいたと、自分自

身思っているのですけれども、そういう貴重な体験を同じように一人でも多くの人が経験されたらと思います。

司会者：ありがとうございます。7番さん、いかがですか。

裁判員経験者7：普通、私らが裁判にかかわることはほとんどないですね。だから、参加したことによって、裁判はこのようなものなのかという、こういう感じで進められていくのかということを経験できたのは非常によかったと思っています。あと、次の人らには、ぜひ選ばれてこいと言ってあげようと思っています。参加したことで、いろいろ勉強になった。ただ、判決については、自分一人で決めたわけではないですが、これでよかったのかなというもやもやした思いは残りました。プロの人はどんどん忘れていくのかもしれないけど、その一つしかかわっていないと、もやもやとしたものは残りました。

司会者：ありがとうございました。ただ、それは、一人で背負われるものではないのですが、やはり若干気になりますか。

裁判員経験者7：いろいろ考えた場合に、自分一人で決めるわけではないけれど、よかったのかなという思いはしばらくは残りました。

司会者：ありがとうございます。8番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者8：一人でも多くの方が、辞退せずに参加されたいと思います。

それによって、刑事裁判の理解者が一人でも増えていく、裾野が広がっていくと思います。

そこで、ひとつ、私の意見で恐縮ですが、裁判員に抽選で当たった、そうしたら、事業所に対して裁判所から御配慮をお願いしますというような、何かワンペーパー、数行のものでも入れていただいたら、上司に出しやすいと私は思います。当たっても、これは上にあげるのがつらいから、健康上の理由か何かにして、時間年休でもとって少しでも早く帰ろうとか、あるいはもう、何らかの理由をつけて辞退しようというような意識が特に入社間もない社員あたりが考えると思う

わけです。

司会者：おっしゃっているのは、候補者になりましたという書類がまず送られますよね。それについては、その証明みたいなものが欲しいということですか。

裁判員経験者 8：この人はいつからいつまで公判で縛りますよ、それに対する職場の御理解をいただきたいというような書類を、裁判所からいただけたら、若い社員は上に決裁を上げやすいのかなと思いました。

司会者：今、出させていただいているのは、呼出状、それには職務従事期間が書いてありますよね。あと、出頭していただいたことについての出頭証明書ですが、そういうのではなくて、この間、来ていただく予定になっていますというような文書があればいいということですか。

裁判員経験者 8：そうですね。

司会者：ありがとうございます。

金杉弁護士：お時間がないので全員でなくてもいいので、お聞かせいただきたいのです。一つは審理の中身の問題です。さっき5番さんがおっしゃいましたが、この証拠があつたらいいなというのがあると思うのですが、争いがないことについては、供述調書といって、検察官が話を聞いたものをまとめた書類を読み上げることがあつたかと思いますが、そうではなくて、この人の話を直接聞いたほうが分かりやすかったよねとか、話をもっと聞きたかったよねと感じたことがありましたか。

もう一つは、評議のことですけれども、私たち刑事弁護人は何でああいう人の弁護をするのかとか、市民の方に言われたりして、なかなか弁護人の立場を理解いただけないということが時々あるのです。そこで、裁判所から御説明を受けられた刑事裁判の原則、「どちらか分からないときには、被告の利益を考えましょう。間違いないときだけ認定できる。」という法曹のルールは、すんなり入ったか、どの程度意識をされていたのかという点をお聞かせ願えるとありがたいです。

司会者：じゃあ、2点言われましたが、その前にまず、1番さん、さっきの市民が参加する意義という質問に対して、何か付け加えることはありますか。

裁判員経験者1：私も刑事裁判がより身近に感じました。市民としての気持ちや意見を審理で伝えていけることはすごく大事だと思いますし、審理の結果出た判決が、100人が100人そうではないと思いますけれども、より市民の感情に近いものになったということは、参加させていただいて、実感することができました。審理に実際に自分が入らせてもらってから、テレビやニュースで全国の裁判員裁判の判決を見ると、意見を交わしながら一つの判決が出たのだな、みんなが導いた一つの判決なのだなという気持ちで、受けとめています。参加させていただく前と参加した後というのは、そういう部分で見方が変わったように思います。すごく参加させていただいてよかったと思っています。

司会者：ありがとうございます。あと、先ほど質問がありましたが、証人ではなくて、調書という形で読み上げられたものがございましたよね。調書では分かりにくかったか、やはり証人のほうがよかったとか、そういう点、感じられたことはございましたか。

裁判員経験者1：私は、もうちょっとあそこがといったようなことはなかったように思います。

司会者：あと、刑事裁判のルールを説明されたと思います。確実な証拠が必要ですよ、常識に照らして間違いないと言えなければいけませんよという説明があったと思いますけど、その辺の説明は腑に落ちるものでしたか。

裁判員経験者1：腑に落ちるというか、ああ、そうなんだというぐらいで、そのように進められていくんだなという理解です。

司会者：そうですか。ありがとうございます。時間の都合もあるので、もうお一人ぐらいにさせていただきますが、5番さん、いかがですか。

裁判員経験者5：私の場合、海外からの事件だったので、その辺のやりとりという

ものが向こうの警察が調べたものであったり、ややこしい部分があつて、ここの証言をもう少し聞きたいというのはどうしてもありました。それを調書としてあげてはもらっているのですが、でも、個人的にはやっぱりそういう話はしっかり聞いておきたいです。あと、それはもう耳にたこができるぐらい、裁判長は疑わしきは被告人の利益にということを言っていました。

(4) これから裁判員裁判に参加される方へのアドバイス

司会者：ありがとうございました。大分時間が押し迫ってきたので、皆さんに最後にお伺いしたいのは、御経験された方として、今、迷っている人たちを後押しする言葉があればいただきたいと思うのですが、1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：ぜひ参加してください。絶対勉強になるので、絶対参加したほうがいいと思います。

司会者：ありがとうございます。2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者2：人生が広がります。だから、参加してください。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：自分のためにも参加してください。

司会者：やっぱり得るものはありますか。

裁判員経験者3：あります。

司会者：4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者4：いい経験になりますので、ぜひ参加してもらいたいと思います。

司会者：ありがとうございます。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者5：勇気を持ってやってほしいと思います。しんどいこともいっぱいありますが、絶対にそれに応えられるものはあると思います。

司会者：6番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者6：どうしても尻込みしてしまうようなことがあるかと思いますが、それでも、すばらしい経験になると思いますので、臆することなく参加されたらいい

と思います。

司会者：ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者7：それぞれ皆さん、仕事が忙しいとか、いろいろ事情があるでしょうけど、勉強になることも経験することもあるので、ぜひ参加してください。

司会者：ありがとうございます。8番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者8：もう皆さんから出たそのままです。

司会者：ありがとうございました。いろいろ有益なお話をありがとうございました。今後の審理に生かしていきたいと思います。

証人の点については、我々も可能な方については、できるだけ来ていただきたいと思っています。来ていただいていないものにはそれぞれいろいろな事情もあると思いますので、その辺は御理解いただけたらと思います。

4 質疑応答

司会者：記者の方で御質問等があればどうぞ。

記者：皆さん、裁判員に参加されて、自分自身で得るものがあったということでした。裁判員制度の趣旨としては、裁判所に市民の皆さんの感覚などを反映するところがあると思いますが、改めて、皆さんの御意見が裁判所の判断にどう反映されたのか、具体的には難しくても、何かそういう瞬間とか、実感があつたら教えていただけないですか。

司会者：結論にどう影響したかとかということになると、評議の秘密にかかわると思います。一般的にどのように役立ったかというのはお聞きしたと思うのですが、それにつけ加えて、自分たちが入ったおかげで、裁判というのはこういういい影響があるのではないかというようなことをお答えいただける方がどなたかいらっしゃいますか。2番さん、いかがですか。

裁判員経験者2：評議では、初めはやっぱり意見にばらつきがありました。これは当然なのですが、でも論議していく中で、まとまっていくのを確かに感じました。

だから、多数の意見を聞くことによって決まるというのを実感しました。

司会者：そこに当然市民の意見が反映されているということですか。

裁判員経験者 2：入っています。

司会者：そういう形で結論にも影響している、そういうことでよろしいでしょうか。

8 番さん、どうぞ。

裁判員経験者 8：判決文の案文を最後、検討するわけですが、やはり裁判所でしか使われていないような文言が出てくるわけです。そこで、もう少し何か一般的にも分かりやすい表現はないのだろうかと検討すると、裁判長に採用されました。これは、我々の言ったことも役に立ったのかなという感じですね。

司会者：裁判の分かりやすさという点でもいろいろ貢献できているということでしょうかね。ほかにございませんか。

裁判員経験者 5：裁判員、補充裁判員を含めて 8 人いたのですが、評議ではいろいろ意見を自由に出すことができました。裁判長さんから、これはこうだという話をまずされたことがないのです。裁判員の方で意見を言ってくださいと言われてました、最後に、まとめるとこういうことですよねと言ってもらって、それが意見になるので、やはり反映されていると僕は感じました。

司会者：ありがとうございます。ほか御質問の方、ございますか。では、どうも今日はありがとうございました。